

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement between the Republic of Korea and the United States of America) 2012年3月15日発効(1)

崔, 先鎬 / CHOI, Seonho

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

110

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

271

(終了ページ / End Page)

289

(発行年 / Year)

2013-03

資料

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定（一）

(Free Trade Agreement between the Republic of Korea and the United States of America)

2012年3月15日発効

崔 先 鎬

- 1. 序文 (Preamble)
- 2. 最初規定' 並つて定義 (Initial Provisions and Definitions)
- 3. 商標' 並つて商標' 並つて非特許ソフトウエア (National Treatment and Market Access for Goods)
- 4. 農業 (Agriculture)
- 5. 繊維' 並つて衣服類 (Textiles and Apparel)
- 6. 医薬品' 並つて医療機器 (Pharmaceutical Products and Medical Devices)
- 7. 医療機器' 並つて医療器具' 並つて非特許' 並つて Origin and Origin Procedures)
- 8. 関税' 並つて貿易の促進 (Customs Administration and Trade Facilitation)
- 9. 衛生' 並つて動物の衛生' 並つて関税' 並つて Sanitary and Phytosanitary Measures)
- 9. 貿易' 並つて技術的障壁 (Technical Barriers to Trade)
- 10. 貿易救済 (Trade Remedies)
- 11. 投資 (Investment)
- 12. 国境間のサービス貿易 (Cross-Border Trade in Services)
- 13. 金融サービス (Financial Services)
- 14. 通信 (Telecommunications)
- 15. 電子商業取引 (Electronic Commerce)
- 16. 競争関連事項 (Competition-Related Matters)
- 17. 政府調達 (Government Procurement)
- 18. 知的財産権 (Intellectual Property Rights)
- 19. 労働 (Labor)
- 20. 環境 (Environment)
- 21. 透明性 (Transparency)
- 22. 制度規定' 並つて紛争解決 (Institutional Provisions and Dispute Settlement)

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定（一）（抜）

23. 例外 (Exceptions)

24. 最終規定 (Final Provisions)

序文 (Preamble)

大韓民国政府（以下、大韓民国）とアメリカ合衆国政府（以下、アメリカ合衆国）の両当事国は、両国における長い間の強い同盟関係を再認識し、両国間における緊密な経済関係の強化を目指す。

自由貿易地帯を両国の領域において拡張することによって、確実な商品およびサービス市場を創出することで、安定的で予測可能な投資環境を創出し、かつ当事国における企業の世界市場での競争力増進を確信する。

両国における領域間の貿易並びに投資を自由化し拡張することによって、両国の領域における生活水準を向上、経済成長と安定の増進、新しい雇用機会の創出、普遍的福祉の向上を目指す。

両国の貿易並びに投資における規律を明確化することによって、相互間に有益な規則の制定並びに両国間の領域における貿易・投資の妨げとなる規制の縮小、或いは廃止を目指す。

当事国の国内法による投資者の権利の保護条項の内容が、例えばアメリカ合衆国内法のように、この協定に規定された内容と同様、或いはその規定範囲を上回る場合でも、外国の投資家は、当事国国内の投資者よりも投資権利の面で実質的に有利な保護や権利を受けたりしないことに同意する。

自由貿易地帯の創設を通して、自由貿易をめぐる壁を除去することによって、世界貿易の調和と発展・拡張に寄与すると同時に、両国の領域間において、この協定の効果を縮小する可能性のある貿易・投資、並びに新しい規制の設置を回避することに決議する。

労働・環境関連法と政策の開発・実行を強化して、労働者の基本的権利と持続可能な経済発展を増進する。両国間における協定を環境保護・保全に合致する方式で履行することを目指す。

世界貿易機関設立のためのマラケシュ協定 (Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization) にもとづいて、当事国の両国以外における多国間的・地域的・二国間的協定上の各々の権利・義務に基礎をおく。なお、とくにアジア・太平洋地域における貿易・投資の壁の縮小を追求することでこの地域における経済的指導力を増進していくことに

決議する。

以上の内容に大韓民国とアメリカ合衆国は合意した。

第一章 (Chapter One)

最初規定、並びに定義 (Initial Provisions and Definitions)

セクション A (Section A) : 最初規定 (Initial Provisions)

第一・一条 : 自由貿易地帯の創設 (Establishment of a Free Trade Area)

当事国は一九九四年度 GATT 第二四条および GATS 第五条に合致するよう、この規定の規定にしたがって自由貿易地帯を創設する。

第一・二条 : 他の協定との関係 (Relation to Other Agreements)

1. 当事国は世界貿易機関協定を含めて、既存の協定上のお互いに対する各々自国における権利・義務事項を確かめる。

2. 本協定は商品・サービス・投資、或いはこの協定に規定した内容より有利な待遇を規定した、如何なる国際法的義務からも離脱しないとの前提条件について、ここに明確化する。

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定 (一) (並)

第一・三条 : 義務の範囲 (Extent of Obligations)

本協定においては、別途規定した場合を除いて地域政府による協定規定を遵守する。当事国は、この協定の規定に効力を付与するために必要な全ての措置を講じる。

セクション B (Section B) : 一般的定義 (General Definitions)

第一・四条 : 定義 (Definitions)

本協定の目的上、別途明示しない限り、

中央政府 (Central level of government) とは、以下を指す。

(a) 大韓民国については、中央政府、なお、

(b) アメリカ合衆国については、連邦政府；

適用対象投資 (covered investment) とは、一方の当事国に対して、この協定の発効日以降の時点で存在、設立、引き受けが確定した当事国の領域内の相手当事国の投資者による投資としての、第一・二八条における定義内容 (definitions) を指す。

関税 (customs duties) とは、全ての関税・輸入税、商品の輸入と関連する全ての形態の追加税・追加金を含む輸入に付加される全ての種類の付加金を指す。ただし、以下の如何なる項目

も含まれない。

(a) 当事国における同種類の代替可能な直接競争的な商品の中で、その商品から輸入商品を使用して全体・部分的に製造された生産品に対して、一九九四年GATT第三条第二項に合致して付加する内国税に相当する付加金

(b) 当事国の法律が適用される反ダンピング、或いは相殺関税 (countervailing duty) ; 或いは

(c) サービス提供費用に相当しいものとしての輸入関連の手数料、或いはその他の付加金 ;

関税評価協定 (Customs Valuation Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書1-A項目に記載した一九九四年度関税および貿易に関する一般協定第七条の履行に関する内容全般を指す。

日日 (days) とは、カレンダー上の日日のことを指す。

企業 (enterprise) とは、会社・信託・パートナーシップ・単独所有企業・合作投資・協会、或いはこれらに類似な組織であつて、営利目的であるかどうか、民間・政府が所有・支配しているかどうかの余地に関係なく適用可能な法律に従つて構成・組織された全ての実態を指す。

当事国の企業 (enterprise of a Party) とは、それぞれの当事国における法律によつて構成・組織された企業を指す。

既存 (existing) とは、この協定の発効日の時点で有効なものを指す。

自由使用可能通貨 (freely usable currency) とは、国際通貨基金が決定した「自由使用可能通貨」を指す。

GATTとは、世界貿易機関協定における附属書1-B項目に記載した一九九四年度関税・貿易に関する条約内容全般を指す。

一九九四年度GATT (GATT 1994) とは、世界貿易機関協定における附属書1-A項目に記載した一九九四年度関税・貿易に関する条約内容全般を指す。

当事国の商品 (goods of a Party) とは、一九九四年度GATT条約に記載した内容と同様、両当事国が合意した商品、並びに当事国の原産地商品を含む国内商品を指す。

政府調達 (government procurement) とは、政府が主導を目的とするサービス商品、並びに両者の結合使用を確保・獲得する過程を指す。これは、商業的販売・再販売を目的とするサー

ビス商品の生産・供給に使用するためのものではない。

商品名の統一記号体系 (Harmonized System, HS) とは、両当事国が各々当事国の関税法において採択・施行する商品名の統一記号体系、並びにその一般解釈規則、節の注釈、章の注釈、それから類の注釈を指す。

輸入許可協定 (Import Licensing Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書 I-A 項目に記載した輸入許可手続きに関する内容を指す。

共同委員会 (Joint Committee) とは、共同委員会規定第二一・二条にもとづいて設置した共同委員会を指す。

措置 (measure) とは、全ての法律・規定・手続き・要件、並びに慣行を指す。

国民 (national) とは、以下を指す：

- (a) 大韓民国については、国籍法上の意味における大韓民国の国民、なお
- (b) アメリカ合衆国については、移民法および国籍法に納められた「アメリカ合衆国の国民」：

原産地 (originating) とは、第四章 (繊維および衣類) 並びに第六章 (原産地規定および原産地手続き) で規定した原産地規定上の要件に充足する内容を指す。

人 (person) とは、自然人、或いは企業を指す。

当事国における人 (person of a Party) とは、当事国の国民、或いは企業を指す。

優先的関税処遇 (preferential tariff treatment) とは、この協定にしたがって適用可能な原産地商品に対する関税率を指す。

地域政府 (regional level of government) とは、アメリカ合衆国の場合は、各州、コロンビア特別区、プエルトリコを指し、大韓民国の場合、「地域政府」は適用しない。

再製造商品 (remanufactured goods) とは、商品名の統一記号体系における第八四類、第八五類、第八七類、並びに第九〇類、第九四・〇二号として分類される商品のなか：

- (a) 全的・部分的に第六・二二条 (定義) にて定義した再生用品として構成：
- (b) 新商品と類似の製品寿命を有して、類似の工業品質保証が見込めるものを指す：

緊急輸入制限措置に関する協定 (Safeguards Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書 I-A に記載した緊急輸入制限措置に関する内容を指す。

衛生、並びに植物衛生措置 (Sanitary or phytosanitary measure) とは、衛生、並びに植物衛生措置の適用に関する協定における附属書 A の I-A に記載した内容を指す。

衛生、並びに植物衛生措置の適用に関する協定 (SPS Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書 I-A に記載した内容を指す。

公企業 (State enterprise) とは、当事国が所有、或いは所有持ち分を通して支配する企業⁽³⁾を指す。

貿易における技術規制に関する協定 (TBT Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書 I-A に記載した内容を指す。

領域 (territory) とは、以下を指す：

(a) 大韓民国の場合、大韓民国が主権を行使する陸地・海洋・上空、並びに大韓民国が国際法・国内法上にもとづいて、主権・管轄権を行使できる領海の外側の限界に隣接し、その限

界外の海底、並びに下部土壌を含む海洋地域、なお

(b) アメリカ合衆国の場合、

i. 五〇カ州、コロンビア特別区、並びにプエルトリコを含むアメリカ合衆国の関税領域；

ii. アメリカ合衆国、並びにプエルトリコに位置する対外貿易地帯、なお、

iii. 海底、並びに下部土壌とそこに存在する天然資源についてはアメリカ合衆国が国際法；

国内法にもとづいて主権を行使できるアメリカ合衆国の領海外の地域；

貿易関連の知的財産権に関する協定 (TRIPS Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書 I-C に記載した内容を指す。⁽⁴⁾

世界貿易機関とは、WTO (World Trade Organization) を指す。なお、

世界貿易機関協定とは、一九九四年四月一五日に WTO 設立のため採択されたマラケシュ協定 (Marrakesh Agreement Establishing the WTO) を指す。

第二章 (Chapter Two)

商品をめぐる内国民への扱い、並びに
市場アクセス (National Treatment and
Market Access for Goods)

第二・一条：適用範囲 (Scope and Coverage)

本協定に別途規定した場合を除いて、この章は当事国の商品貿易に適用される。

セクション A (Section A)：内国民待遇 (National Treatment)

第二・二条：内国民待遇 (National Treatment)：

1. 当事国は一九九四年度 G A T T 第三条、並びに注釈に根拠して、相手当事国の商品に対して内国民としての待遇を付与する。これを目的に一九九四年度 G A T T 第三条、並びに注釈は必要な変更を加えて本協定に統合する。

2. 第一項に記載された通り、当事国に付与する待遇とは、地域政府が属する当事国が、直接的・競争的・代替可能な同種類の商品に対して、それぞれの場合に合わせて最も有利な待遇より不利でない待遇を指す。

3. 第一項並びに第二項は、附属書 2-A に規定した措置に対しては適用されない。

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定 (一) (註)

セクション B (Section B)：関税撤廃 (Elimination of Customs Duties)

第二・三条：関税撤廃 (Elimination of Customs Duties)

1. 本協定に別途規定した場合を除いて、如何なる当事国も原産地商品に対する既存の関税の引き上げ、並びに新しい関税を採択することはできない。

2. 本協定に別途規定した場合を除いて、各々当事国は附属書 2-B における自国の譲許表に従って、原産地商品についての自国の関税を徐々に撤廃する。

3. ある片方の当事国の要請がある場合、両当事国は、附属書 2-B における両国の譲許表で規定した関税撤廃の加速化についての検討に協議する。商品に対する関税撤廃の加速化をめぐる両当事国の合意は、自国の適用可能な法的手続きに従って、各当事国によって承認された時点で附属書 2-B における両国の譲許表の商品について決定した関税率・段階別の譲許類型の代替とする。

4. 当事国は、次を行うことができる：

- (a) 一方的な関税引き下げ後に附属書 2-B の自国の譲許表に設定した水準まで関税を引き上げること、或いは
- (b) 世界貿易機関の紛争解決機構によって承認された通りに

関税を維持・引き上げること：

セクションC (Section C)：特別制度 (Special Regimes)

第二・四条：関税免除 (Waiver of Customs Duties)

1. 如何なる当事国も、関税免除が明示的、或いは黙示的に履行要件の充足を条件とする場合、新しい関税免除を採択、或いは既存の関税免除の適用を既存の受益者へ拡大できない。
2. 如何なる当事国も明示的、或いは黙示的に既存の関税免除の持続に対して履行要件の充足をその条件とすることはできない。

第二・五条：商品の一時搬入 (Temporary Admission of Goods)

1. 各当事国は原産地に関係なく次の商品に対して無関税一時搬入を許容する：

(a) 輸入当事国の法律に従って一時入国の資格を有する個人の営業活動や取引き、並びに職業を履行するために必要なもので、マスコミ或いはテレビジョン装備、ソフト、放送・映画撮影を含む専門装備

(b) 展示・試演のための商品

(c) 商業用見本、広告用フィルム・記録物、なお

(d) スポーツ用に搬入する商品

2. 各当事国は、関係者の要請がある場合や自国の税関当局が妥当と判断する理由がある場合、最初決定した期間を超過して一時搬入の期限を延長する。

3. 如何なる当事国も第一項に記載した商品の無関税一時搬入について、次に該当する以外を条件とすることはできない。

(a) 片方の当事国の国民・居住者によって、個人的な監督の下での営業活動や取引き、並びに職業、スポーツを履行するため使用すること

(b) 自国の領域内で販売・賃貸しないこと

(c) 商品に誤りがあった場合の搬入、最終輸入時に負担する付加金の一一〇パーセントを超過しない額として、その商品の輸出手に返還できる担保を伴うこと

(d) 輸出時に識別が可能であること

(e) 上記の (a) 項目で言及した個人の出国時に、若しくは当事国が設定できる一時搬入的に関連したその他の期間内に、若しくは一年以内に輸出すること。ただし、期間延長する場合を除く

(f) 本来の用途での使用のため、合理的水量を超過しないように搬入すること、なお、

(g) その他、自国法に従って、領域内に搬入可能なこと

4. 当事国において第三項の如何なる条件も充足しない場合、

通常負担すべき関税・その他の付加金に、自国法にて規定したその他の付加金・罰金を加えて適用できる。

5. 各当事国は、本条に規定した搬入された商品の迅速な搬出を規定する手続きについて採択・維持する。可能な限度内の手続きにおいて、商品の一時入国を行う当事国の国民・居住者に伴って、その国民・居住者の入国と同時に搬出するよう規定する。

6. 各当事国は、本条に規定した一時搬入した商品が搬入、通関港以外の経路を通して輸出できるよう許容する。

7. 各当事国は、本条に規定した搬入商品の責任者・輸入者、その他の個人が一時搬入の目的で、一定の期間、並びに適法な延長期間以内に商品を破棄した証拠を輸入当局に提示した場合、商品の輸出について責任を規定しない。

8. 第11章（投資：Investment）並びに第12章（国境間のサービス貿易：Cross-Border Trade in Services）をその条件として、

(a) 各当事国は、他の当事国の領域から自国の領域に搬入された国際運送用コンテナを、経済的・迅速な出発のために必要とされる、自国の合理的な経路を用意して放出できるよう許容する

(b) 如何なる当事国も、単にコンテナの入港経路と出港経路が違ふことを理由に担保・罰金・付加金を求めることはできない

(c) 如何なる当事国も自国の領域内に搬入されるコンテナに、担保を含むすべての義務解除などの方法で、特定の出港経路を条件とすることはできない。なお、

(d) 如何なる当事国も、他の当事国の領域から自国の領域に搬入させるコンテナ運送船に対して、他の当事国へ搬送する運送船と同一の条件を求めることはできない

第二・六条：修理、又は改造後に再搬入される商品 (Goods Re-Entered After Repair or Alteration)

1. 如何なる当事国も、自国の領域において、一旦、他の当事国の領域に輸出後、自国の領域に再搬入する商品については、その原産地とは関係なく関税を適用できない。

(a) 輸出した当事国の領域における修理、又は改造可否、なお、

(b) 修理、又は改造による商品の価値変動

2. 如何なる当事国も、他の当事国の領域から一時的に搬入された商品については、その原産地と関係なく関税を適用できない。

3. 「修理、又は改造」とは、本条の目的上、次の作業・工程は含まない：：

(a) 商品の本質的な特性の破壊、新しく商業的に相違な性質の商品の製造、なお、

(b) 未完成商品から完成商品の製造

第二・七条：商業用見本の価値無視と印刷広告物の無関税搬入
(Duty-Free Entry of Commercial Samples of Value and Printed Advertising Materials)

各当事国は、他の当事国の領域から輸入する商業用見本と印刷
広告物に関しては、その原産地に関係なく無関税搬入を許容す
る。しかし、各々当事国は、以下を求めることができる：

- (a) 商業用の見本が他の当事国、或いは非当事国の商品であ
る場合、又は他の当事国、或いは当事国・非当事国の領域から
提供する注文サービス勧誘の目的での輸入
- (b) 一部を超過してパッケージ単位で輸入しないこと、広告
物の包装物がその一部を構成しないこと

セクシオンD (Section D)：非関税措置 (Non-Tariff measures)

第二・八条：輸入および輸出の制限 (Import and Export Re-
strictions)

1. 本協定において別度規定した場合を除き、如何なる当事国
も一九九四年度GATT協定の第二一条並びに注釈を除いて、
他の当事国の商品の輸入、或いは他の当事国の領域をその目的

地とする商品の輸出・販売に如何なる禁止・制限も採択・維持
できない。このような目的で一九九四年度GATT第一一条並
びに注釈は必要な変更を加えて本協定の一部とする。⁽⁵⁾

2. 両当事国は、第一条に記載した内容によって一九九四年度
GATT条約上の権利、並びに義務がその他の形態の制限・禁
止する全ての状況において、当事国は以下の採択・維持を禁じ
る。

(a) 相殺・反ダンピング関税命令、協議執行で許容された内
容を除く輸出・輸入の価額要件

(b) 履行要件の充足を条件とする輸入許可、なお、

(c) 補助金および相殺防止措置に関する協定第一八条、並び
に反ダンピング協定第八条第一項によって履行される一九九四
年度GATT第六条に合致しない自発的な輸出制限

3. 第一項、並びに第二項に関しては附属書2 Aに規定措置に
関しては適用されない。

4. 当事国が、商品の非当事国から輸入、非当事国への輸出に
関する禁止・制限措置を採択・維持する場合、本協定の如何な
る規定も当事国に以下のような解釈を行わない：

(a) 他の当事国の領域から、非当事国の商品の輸入行為の制
限・禁止、なお、

(b) 当事国の商品を他の当事国の領域へ輸出することを条件
に、他の当事国領域で消費しない商品を直接的・間接的に非当
事国への再輸出禁止

5. 当事国が非当事国からの商品輸入に関する禁止・制限を採択・維持する場合、両当事国は、相手当事国からの要請がある場合、相手当事国の領域における価額設定・マーケティング、並びに流通体制に関する不当な干渉・歪曲の回避について協議することとする。

6. 如何なる当事国も、商品の輸入への関与で、商品輸入を条件に相手当事国の個人または法人に自国領域内の流通業者との契約、並びにその他の関係の設定・維持を求めることはできない。

7. 第六項における当事国は、自国の規制機関と個人間の意思の疎通を円滑にするための目的で代理人の指定要求を禁じない。

8. 第六項の目的上の流通業者 (Distribution) とは、当事国の領域から相手当事国の商品に関する商業的流通、代理、譲与、又は代表を担当する当事国における個人または法人を指す。

第二一九条・輸入許可 (Import Licensing)

1. 如何なる当事国も輸入許可協定に合致しない措置を採択・維持できない。

2. (a) 本協定の発効後、各当事国は迅速に既存の自国の輸入許可手続きが発生した場合、相手当事国に通告する。これらの通告は、

(i) 輸入許可協定の第五条に明示した情報を含む。なお、
(ii) 輸入許可手続きが本協定と合致するかどうかとは無関係

(b) 新たに変更した輸入手続きの適用前に、当事国は新しい手続きの変更事項を政府公式インターネットサイト又は官報に公表する。新しい手続きの変更事項に関しては、発効二〇日前までに可能な限り速やかに公表する。

3. 如何なる当事国も、輸入許可手続きに関する第二項の要件に準拠しない場合、相手の当事国の商品に輸入許可を適用できない。

第二一〇条・行政手数料、並びに形式 (Administrative Fees and Formalities)

1. 各々当事国は、一九九四年度 G A T T 条約第八条第一項、並びに注釈に記載した輸入・輸出、並びにこれに関連する全ての手数料、並びに付加金 (関税：一九九四年度 G A T T 条約第三条第二項と合致し適用する国内税、並びに国内税に相当するその他の付加金、並びに半タンピング) における大略の費用金額の限定、また、これによる国内商品の間接的な保護、財政的目的のための課税にならないよう保障する。

2. 如何なる当事国も、相手側の当事国の商品の輸入関連手数料、並びに付加金を含む領事取引を求められない。

3. 各々当事国は、輸入・輸出と関連して自国が付加する手数料・付加金の現行目録についてインターネットを通して確認できるようにし、これを維持する。

4. 如何なる当事国も、原産地商品に関する物品取扱手数料を

採択・維持できない。

第二・二一条：輸出関税・租税、並びにその他の付加金 (Export Duties, Taxes, or Other Charges)

如何なる当事国も、国内消費を目的とした商品に関して、関税・租税、並びに付加金を採択・維持しない限り、相手側の当事国の領域からの商品輸出に関して関税・租税、並びにその他の付加金を採択・維持できない。

第二・二二条：排気量基準増税 (Engine Displacement Tax-

(B))

1. 大韓民国は、

(a) 以下を規定するため、特別消費税法第一条に設定した特別消費税を改定する。

(i) 一〇〇〇cc以下の排気量を有する車両には課税を行わない。一〇〇一^(a)ccから二〇〇〇ccの間の排気量を有する車両には五パーセント^(a)以下の単一の割合で課税し、二〇〇〇ccを超過する排気量を有する車両に関しては、八パーセント以下の単一比率で課税する。なお、

(ii) 本協定の発効日から三年以内に、一〇〇〇ccを超過する排気量を有する車両は五パーセント以下の単一比率で課税する。

(b) 次の内容を規定するために、地方税法第一九六条の五の

自動車税関連項目を改定する。一〇〇〇cc以下の排気量を有する車両の場合一ccあたり八〇韓国ウォン以下の単一比率で課税し、一〇〇一ccから一六〇〇ccの間の排気量を有する車両の場合は一ccあたり一四〇韓国ウォン以下の単一比率で課税する。

一六〇〇ccを超過する排気量を有する車両は一ccあたり二〇〇韓国ウォン以下の単一比率で課税する。なお、

(c) 車種間における既存の公債仕入率の差異を拡大するため、自国の都市鉄道公債 (Subway Bonds)⁽⁷⁾、並びに地域開発公債 (Regional Development Bonds) にては修正できない。

2. 大韓民国は二〇〇ccを超過する排気量を有する車両に対して、第一項A2に規定した税率の引き下げを三年間均等に実施する。本協定の発効日以降に行われる各年度別の引き下げについては、該当する年度の一月一日から効力が発生する。

3. 大韓民国は、各車種間における税率の差異を拡大するため、車両排気量に基礎をおく新しい租税を採択し、租税の修正は行わない。

4. 両当事国は、大韓民国国内の消費者が新車を購買すると同時に都市鉄道公債、並びに地域開発公債の約八〇パーセント⁽⁸⁾の払い戻しを受ける資格があることを認める。大韓民国側は、払い戻し方法に関する情報のインターネット上の公開の保証を含む払い戻しプログラムに関する大衆の認識を増進するため必要な措置を講じる。

セクション E (Section E) : その他の措置 (Other Measures)

第二・一三条 : 特産品 (Distinctive Products)

1. 大韓民国は、アメリカ合衆国のテネシー州に限って生産が許容されているバーボン・ウィスキーに関して、アメリカ合衆国の特産品として認める。これによって、大韓民国は、テネシー州のバーボン・ウィスキー製造規律を基盤とするアメリカ合衆国の法律規定に従って製造しない場合、如何なる製品もバーボン・ウィスキー、又はテネシーウィスキーとしての販売は許容しない。

2. アメリカ合衆国は、大韓民国の安東 (アンドン) 並びに慶州 (キョンジュ) に限って生産が許容されている安東 (アンドン) 焼酎、並びに慶州 (キョンジュ) 法酒を大韓民国の特産品として認める。これによって、アメリカ合衆国は、大韓民国の安東 (アンドン) 焼酎、並びに慶州 (キョンジュ) 法酒の製造規律を基盤とする大韓民国の法律規定に従って製造しない場合、如何なる製品も安東 (アンドン) 焼酎、又は慶州 (キョンジュ) 法酒としての販売は許容しない。

3. 各々の当事国は、これら製品の製造に関連する自国の法律規定について本協定の発効以降に速やかに相手側の当事国に通告する。また、自国における関連法規定の修正があった場合、相手側の当事国に通告する。

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定 (一) (並)

4. 本条の如何なる規定も商標・地理的表示に関する権利の創設・付与として解釈しない。

セクション F (Section F) : 制度規定 (Institutional Provisions)

第二・一四条 : 商品貿易委員会 (Committee on Trade in Goods)

1. 両当事国は各々当事国の代表で構成する商品貿易委員会を設置する。

2. 本委員会は、ある片方の当事国、又は共同委員会の要請があった場合、本章・第六章 (Rules of Origin and Origin Procedures) 並びに第七章 (Customs Administration and Trade Facilitation) において発生する事案について協議する。

3. 以下を委員会の機能とする

(a) 本協定上、適切とされる関税撤廃の加速化、並びにこれら事案について協議を経ることを含めて、両当事国間における商品貿易を増進する。なお、

(b) 両当事国間における商品貿易に関して、関税・非関税の壁を調整し、適切な場合共同委員会の検討を通して関連事案を共同委員会に付託する。

4. また、本委員会は、

(a) 商品名、並びに記号体系の統一分類と関連した事案にお

いて、両当事国間で発生する差異に関して論議し、これを解決のため努力する。

(b) 本協定上の各々当事国の義務が変更しないよう保障するために、二〇〇七年度版の統一商品名・記号体系、並びに改訂版としての転換を検討すると同時に、次の事項間における衝突の解決のため協議する。

i) 二〇〇七年度版の統一商品名・記号体系、並びに改訂版の附属書 2-B、なお、

ii) 附属書 2-B、並びに国家商品分類体系 (national nomenclatures)、なお、

(c) 商品の迅速な搬出手続きにおける危険管理 (risk management) 関連事案を含めて、第七・二条 (商品の搬出 : Release of Goods) 並びに第七・五条 (協力 : Cooperation) において発生する事案について論議する。

本委員会は、本校の業務について委員会を支援するため関税事案に対して小委員会を招集することができる。

セクション G (Section G) : 定義 (Definitions)

第二・一五条 : 定義 (Definitions)

この章の目的上、

反ダンピング協定 (AD Agreement) とは、世界貿易機関協定における附属書 1A に含まれた一九九四年度関税・貿易一般協定第六条の履行に関する協定を指す。

広告用フィルム、並びに記録物 (advertising films and recordings) とは、映像記録媒体・音響資料、本質的に映像・音響で構成され、当事国の領域に設立し居住する個人または法人によって販売・貸与のために提供されるサービス商品を指す。ただし、これら資料は将来の顧客を対象とする試演用としては適合するが、一般大衆への放送用としては適合しない種類の物品を指す。

小額商品見本 (commercial samples of negligible value) とは、個別的には一時的搬入を規制する当事国の法律規定で明示した金額を超過しない見本、並びに見本表示・穴や切断が施され、見本以外の用途では利用できない物品を指す。

領事取引 (consular transactions) とは、当事国の商品を輸出する前に、商業用の送り状、原産地証明、積貨目録、輸出申告状、並輸入に関する通関書類としての領事送り状等の書類を相手側の当事国へ事前に提出する、との要件を指す。

消費 (consume) とは、以下を指す：

- a) 実際の消費行為、なお
 b) 商品の付加価値的な加工・製造による商品の価値・形態・用途の實質的変化

無関税 (duty-free) とは、関税がないことを指す。

展示・試演のための商品 (goods intended for display or demonstration) とは、構成部品・補助器具、並びに附属物を含む総体を指す。

一時的に搬入したスポーツ用品 (goods intended for sports purpose) とは、当事国の領域において、スポーツ競技・試演・訓練に使用するため搬入したスポーツ用品を指す。

輸入許可 (import licensing) とは、輸入当事国の領域に輸入を行うための事前条件として、申請書、並びにその他の書類 (通関目的で一般的に要求される以外のもの： other than that generally required for customs clearance purposes) を関連行政機関に提出する行政手続き上の行為を指す。

履行要件 (performance requirement) とは、以下の要件を指す。

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定 (一) (世)

(a) 一定の水準・比率を有する商品・サービスが輸出されること

(b) 関税免除、又は輸入許可を付与する当事国の国内商品・サービスが輸入商品を代替すること

(c) 関税免除、又は輸入許可によって利益を得る個人および法人は、関税免除、並びに輸入許可を付与する当事国の領域から他の商品・サービスを購買し、国内で生産した商標を付与すること

(d) 関税免除、又は輸入許可によって利益を得る個人および法人は、関税免除、並びに輸入許可を付与する当事国の領域から一定の水準・比率を有する国内材料での商品生産、サービス提供を行うこと。なお、

(e) 輸入の物量、又は金額は、輸出の物量・金額、並びに外国為替のレートと如何なる方式でも連携すること
 しかしながら、以下の要件は含まれない。

(e) 輸入以降の輸出

(f) 輸入以降の輸出後、他の商品の生産材料としての使用

(g) 輸入以降の輸出後、他の商品の生産材料としての使用、並びに同一・類似な商品への代替

(h) 輸入以降の輸出による同一・類似な商品への代替

印刷広告物 (Printed advertising materials) とは、無料で提供する書籍・パンフレット・チラシ・カタログ・業種別の単体

が発効した年鑑・観光振興資料・ポスターを含む商品・サービスの営業・宣伝・広告に使用するものとして、商品名の統一記号体系 (Harmonized System) 第四九類で分類した物品を指す。

補助金、並びに相殺防止措置に関する協定 (SCM Agreement) とは、世界貿易機構協定の附属書 1-A における補助金、並びに相殺防止措置に関する協定を指す。

第 3 章 (Chapter Three) 農業 (Agriculture)

第三・一条：適用範囲 (Scope and Coverage)

1. この章は、農産物貿易に関する当事国が採択・維持する措置に適用する。
2. これに加えて、第三・二条においては、該当商品が農産物かどうかに関係なく附属書 2-B (関税撤廃：Tariff Elimination) の当事国の譲許表における付録 2-B-1 に含まれた全ての商品に関して適用する。

第三・二条：関税率割合の運営・履行 (Administration and Implementation of Tariff-Rate Quotas)

1. 各々の当事国は、附属書 2-B (関税撤廃：Tariff Elimination) の自国の譲許表における附録 2-B-1 に来て下関税

率割当の注釈を含む一九九四年度 GATT 第二三条、並びに輸入許可協定に基づいて履行・運営する。

2. 各々の当事国は以下を保障する。

(a) 自国の関税率割当を運営するための手続きは、透明的・公開的・適切な・非差別的で行われるべきである。また市場の条件を十分に反映し、貿易に対して最小限化し、最終使用者の嗜好を反映する。

(b) 輸入当事国の法的・行政的要件を充足する当事国における如何なる個人および法人も関税率割当に基づいてクォータ配分申請の資格を有する。両当事国が別度合意しない限り、如何なる加工業者、小売業者、食堂、サービス流通業者や機関、またその他の個人および法人もクォータ配分申請の資格を有する。クォータ配分申請関連のサービスに対して付加する如何なる手数料も提供するサービスの実際費用として制限する。

(c) 附属書 2-B の譲許表における附録 2-B-1 に明示した場合を除いて、当事国はクォータにおける如何なる部分も生産者団体への配分、クォータ配分を条件とする国産品購買、並びに加工業者の指定を行わない。なお、

(d) 当事国は商業的に実行可能な積貨量として、可能な限り輸入者が要請する最大量のクォータを配分する。自国の譲許表の附属書 2-B における附録 2-B-1 の各関税率割当規定、並びに適用可能と規定した場合を除いて、各々のクォータ配分は到底の関税率割当の適用対象となる品目、並びに品目の明細・

等級に関係なく有効である。これは、意図された最終用途、並びに包装の大きさを条件としない。

3. 各々の当事国は、自国の関税率割当の運営を担当する機関を明確にする。

4. 各々当事国は輸入者間のクォータを十分許容する方式で、自国における関税率割当の運営のため必要な努力をする。

5. 如何なる当事国も関税率割当上のクォータ配分申請・利用をめぐる商品の再輸出を条件とすることはできない。

6. ある片方の当事国の書面要請がある場合、両当事国は当事国間における関税率割当の運営に関する協議を行う。

7. 附属書2・Bの自国の譲許表における附録2・B-1に別度規定した場合を除いて、各々の当事国は、その附録に設定した全体割当量を一年次において本協定発効日から以降の各年度の最初営業日を始めとしてクォータ申請者が利用できるようにする。各年度に掛けて輸入当事国の運営当局は、各関税率割当の利用率と残余利用可能物量を適切な時期に適切な方式で公開的に利用可能なインターネットサイトに公表する。

第三・三条：農業緊急輸入制限措置 (Agriculture Safeguard Measures)

1. 第二・三条 (関税撤廃：Elimination of Customs Duties) の内容に関わらず、当事国は、ある年度における農業商品の総輸入物量が附属書3・Aにおける自国の譲許表に規定した通り

大韓民国とアメリカ合衆国との間の自由貿易協定 (一) (並)

の発動水準 (trigger level) を超過する場合、第二項、並びに第八項に合致する附属書3・Aにおける当事国の譲許表に記載した原産地農産物に関して、より高い輸入関税措置を適用できる。

2. 第一項における関税とは、現行の最惠国においての実行関税率、並びにこの協定の発効日の直前日に有効な最惠国においての実行関税率、並びに附属書3・Aにおける当事国の譲許表に規定した最低関税率を超過しない。

3. 第一項における各々当事国への適用関税は、附属書3・Aの自国の譲許表に根拠して決定する。

4. 如何なる当事国も、本条に記載した農業緊急輸入制限措置を適用・維持しながら、以下の内容を同一商品に関して同時に適用・維持できない。

(a) 第一〇章 (貿易救済：Trade Remedies) 上の緊急輸入制限措置、なお、

(b) 一九九四年度GATT条約第一九条、並びに緊急輸入制限 (The Safeguard Agreement) に関する協定上の措置

5. 当事国は、全ての農業緊急輸入制限措置を透明な方式で履行する。農業緊急輸入制限措置を付加した時点から六〇日以内に措置を適用する当事国は相手側の当事国に書面で通告する。また、この措置に関する適切な資料を相手側の当事国へ提供する。輸出当事国の書面要請があった場合、両当事国はこの措置の適用に関して協議する。

6. 共同委員会、並びに第三・四条を根拠として設置された農

産物貿易委員会は、本条の履行と運用を検討・論議することができる。

7. 以下の場合、如何なる当事国の原産地農産物に対しても緊急輸入制限措置を適用・維持できない。

(a) 附属書3-Aの当事国譲許表における農業緊急輸入制限措置規定に明示した期限が満了した場合、なお、

(b) 本措置が附属書2-Bの当事国譲許表における附録2-B-1に規定した関税率割当の適用対象となる商品に関してクォータ内関税を引き上げた場合

8. ある片方の当事国における原産地農産物は、農業に関する協定に根拠して行われる全ての農業緊急輸入制限措置に関して、如何なる関税の適用対象としても該当しない。

第三・四条：農産物貿易委員会 (Committee on Agricultural Trade)

1. 本協定の発効から九〇日以内に、両当事国は各々当事国代表で構成する農産物貿易委員会を設置する。

2. 委員会は、以下を行うためのフォーラムを提供する。

(a) 本章の履行・運営の実態に関して点検し、これに関する協力を増進すること

(b) 本協定に根拠して設置された他の委員会、小委員会、実行部、並びにその他の機関と調査を行って、本章との関連事案について協議すること、なお、

(c) 共同委員会が付与する全ての追加業務を履行すること

3. 両当事国が別度協議しない限り、委員会は、最低でも毎年一回会合を行う、委員会における会議は、本会議を主催する当事国の代表が主催する。

第三・五条：定義 (Definitions)

本章の目的上、

農業に関する協定 (Agriculture Agreement) とは、世界貿易機構協定の附属書1-Aに記載した農業に関する協定を指す。なお、

農産物 (Agriculture Goods) とは、農業に関する協定第二条に記載した商品を指す。

(つづく)

(1) 「関税」には、大韓民国関税法第六九条によって付加される調査関税が含まれる。

(2) 朝鮮半島における軍事分界線の以北地域に住所を置く人々はこの協定上の権利を有しない。

(3) 所有、或いは所有持分を通じた支配とは、直接的、或いは間接的に行うことができる。

(4) 「貿易関連の知的財産権に関する協定」とは、世界貿易機構協定にもとづいて世界貿易機関会員国の間で結んだ協定であ

る。貿易関連の知的財産権に関する協定における全ての項目は、両当事国間に発効中の協定の中に含まれる。

(5) 第一項は、とくに再製造商品の輸入に対する禁止・制限に適用する。

(6) (a) 項目で記載したパーセンテージは特別消費税法 (Special Consumption Tax Act) において決定した車両価値である。

(7) 都市鉄道公債は、都市鉄道法第一三条第一項二号・同条第二項、並びに都市鉄道法施行令第一二条第一項にもとづいて設置する。蔚山(ウルサン) 広域市の地域開発基金条例第六条、京機道(キョングド) 地域開発基金設置条例第七条、慶尚南道(キョンスンナムド) 地域開発基金設置条例第五条、慶尚北道(キョンスンブクト) 地域開発基金設置条例第五条、全羅北道(チョルラブクト) 地域開発基金設置条例第六条、全羅南道(チョルラナムド) 地域開発基金設置条例、並びに運営条例第七条、忠清北道(チュンチョンブクト) 地域開発基金設置条例第七条、忠清南道(チュンチョンナムド) 地域開発基金設置条例第七条、江原道(カンウォンド) 地域開発基金設置条例第五条、済州島(チェジュド) 地域開発基金設置条例第九条。

(8) 払い戻しの比率は、債券に関する現行の市場利子率に變動する。

(9) 第三・一条は、附属書2Bの大韓民国譲許表における一般注釈の第三項を基準とする。